

平成 30 年度第 2 回古賀市補助金審査委員会 会議録（要点筆記）

【会議の名称】 第 2 回古賀市補助金審査委員会

【日時・場所】 平成 30 年 11 月 19 日（月） 14 時 00 分～17 時 00 分
市役所第 2 庁舎 303 会議室

【主な議題】

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事録の確認
4. 審査結果まとめ
5. 審査
 - (1)福祉課
 - ・民生委員協議会事業補助金
 - ・障害者福祉ホーム運営費補助
 - ・心身障害者扶養共済制度補助金
 - (2)農林振興課
 - ・ため池維持管理事業補助金
 - ・認定農業者協議会事業補助金
 - ・水田有効活用推進事業補助金
 - ・粕屋地域農業振興事業補助金
 - ・果樹振興事業補助金
6. その他
7. 閉会

【出席委員等の氏名】

委員：宗像優委員長、今村晃章副委員長、小河武文委員、貞光紀美子委員、山崎あづさ委員

事務局：（財政課）柴田武巳課長、内裕治係長、村松央規業務主査、大川宗春主任主事

関係課：（福祉課）川上幹夫課長、進誠剛係長、割石明日香係長、板谷裕和主事

（農林振興課）牟田口政和課長、藤本耕次郎係長、村山隆一係長、甲斐健史係長

【庶務担当部署名】

総務部 財政課 財政係

【委員に配布した資料の名称】

資料番号	名 称
資料 1	議事録(11月5日審査分)
資料 2	審査結果のまとめ (11月5日審査分)
資料 3	個別補助金審査票
資料 4	個別補助金調書及び関係書類(11月19日審査分)
資料 5	前回審査の判定・診断結果

【会議の内容】

○会議の公開について

古賀市情報公開条例第 23 条第 4 号に基づき公開とする。傍聴人数は、会議室の大きさに合わせ、事務局に一任。(第 1 回委員会の決定事項)

○審査

平成 30 年度審査対象補助事業 31 件の内、8 件の審査を行う。

①補助事業名称：民生委員協議会事業補助金
 開始年度：平成 19 年度以前
 経過年数：不明
 交付対象：古賀市民生委員・児童委員協議会

<質疑応答>

(委員) 7 ページの報告書は担当課が作成したものか。

→ (福祉課) 担当課で作成したもの。

(委員) 50 万円の補助金を各種事業に充てているようだが、事業単位で詳細を把握しているか。

→ (福祉課) 詳細は把握していない。

(委員) 収支決算からは、50 万円を振り分けたようにしか思えない。補助金の使途を明らかにすることは重要。

(委員) 50 万円を支出した根拠と明細が無い理由についてはいかがか。

→ (福祉課) 前年度の決算額を基準に交付してきた経緯があり、明確な根拠や細かい積算はない。また、支出明細についても確認していない。

(委員) 過去の実績に基づき支出してきており、投げ渡しの状態で、使途についても確認してきていないという理解でいいか。

→ (福祉課) 年度当初の総会で確認している。

(委員) 50 万円という支出が妥当か確認できないため、対象経費を明確にする必要がある。

(委員) 7ページの報告によると、毎月定例会が実施されているが、資料からは団体の具体的な取り組みや関わり方がわからない。

→ (福祉課) 役員会と定例会は8月を除き毎月実施しており、事業報告欄については、会議で決定した事項を記載している。また、行事や研修に対する報告も会議に併せて実施している。

(委員) 「みんなの人権セミナー」をはじめ事業についての協議を行なったのか、事業自体はいつ実施されたのかが資料からは判断できない。

→ (福祉課) 7月実施分の会議は打合せに伴うものだが、その後の状況は把握していない。

(委員) 報告書は福祉課が作成したとのことだが、何を根拠に作成したのか。

→ (福祉課) 民生委員協議会の事務局を福祉課が担っているため、会議次第を基に作成した。

(委員) 本当に会議を実施したかを証明できる資料があるのか、参加者の状況等を確認できる資料は持っているのか。

→ (福祉課) 議事録を作成して、決裁を取り保管している。

(委員) 繰越金が約33万8千円生じており、補助額に対して過大に感じるが見解は。

→ (福祉課) 収入と支出の在り方は今後精査が必要と考える。

(委員) 団体自身で事務局を担うのが原則だと思う民生委員・児童委員協議会の事務局を担っている理由はあるか。

→ (福祉課) 要綱に基づき事務局を福祉課が担っているが、要綱を作成した経緯は把握していない。他自治体でも保健福祉部署が事務局を担っている例はあるが、今後事務局の在り方は精査していく必要があると感じている。

(委員) 6ページの研修費と旅費で、なぜ予算と決算に差額が生じているのか。

→ (福祉課) 予算は委員の参加見込で予算を組んでおり、参加者が減少したことにより、予算と決算で差が生じている。

<委員のコメント>

(委員) 団体の成り立ちを考慮すると事務局を市が担ってきたことは想定できるが、今後の在り方は検討していく必要があり、事務局を市が担うことのデメリットが出てきている気がする。事務局の在り方について団体と協議することが必要であり、担当課が直営で実施することも含めて考えていく必要がある。期限を設定することが重要で、民生委員の規模で実施できる範囲で事業を実施していく必要がある。今までどおりではなく、事務局は団体でもつか、市が直営で実施するか判断する必要がある。報告書は、財政課が示すガイドラインに沿って作成し、定額を補助するのではなく、事業計画や積算根拠に基づき支出すべき。

(委員) 対象経費を明確にする必要がある。

(委員) 繰越金も多額に出ており、事業内容に応じて補助金の支出を毎年見直すべき。活動内容や成果が判断できる報告書に改める必要がある。

(委員) 事業報告から事業内容が判断できない。活動により市民生活にどのような影響を与えたか、結果・成果が判断できる内容に報告書を改めるべき。

(委員) 団体の活動は意義があるものだと思うが、財政課所見にあるように、50万円ありきの

事業にも見えるので、計画から報告まで、事業内容がわかる資料を作成すること。特に研修費は36万5千円と大きな割合を占めているにも関わらず、報告書がなくその成果が判断できないため、市民に説明できるような精度で報告書を作成するよう、団体をサポートしていくことが必要。

(委員) イベントで自主財源の確保に努めていることは重要。一律80万円という考えではなく、会費と同額を補助する等、補助の在り方については検討の余地がある。

(委員) 5万円程度の定額を先に補助し、上限を設けて事業内容に応じ交付する手法も活性化につながると考える。

②補助事業名称：身体障害者福祉ホーム運営費補助金

開始年度：平成18年度

経過年数：12年

交付対象：次のいずれも満たす福祉ホームを運営する事業者

- ・障害者総合支援法第80条第1項に基づく条例の基準を満たすこと
- ・身体障害者福祉法第9条第2項に規定する援護の実施者が古賀市となる障害者が入居していること。

<質疑応答>

(委員) 大神ハイツの所在地は日出町だが、入居者の住民票が古賀市に置いてあるということか。

→(福祉課) 古賀市に実家があった方が、現在住民票も移し大神ハイツに入居している。

(委員) 国・県補助金を充当してもなお不足する分について市が補助しているのか。

→(福祉課) 地域生活支援事業の一つとして福祉ホーム事業があるが、必須事業ではなく任意事業の位置づけであるため、国2分の1、県4分の1の割合では補助金が充当されていない。

(委員) 毎年21万2千円を定額で補助しているように見えるが、事業費に対する国・県補助金の不足分を市が負担しているのか。

→(福祉課) 実支出額の詳細は確認できていないが、平成18年度に制定された自立支援費国庫補助金交付要綱に基づき支出している。

(事務局) 16ページの古賀市身体障害者福祉ホーム運営費補助金交付要綱の単価表にあるように、定員数に基づき支出しているため定額が続いているもの。

(委員) 対象者が1人ということだが、事務局は今後の人数の増減見込み等を把握しているか。

→(福祉課) 対象者の方は、昭和63年から大神ハイツに入居されていて、増減はあっていない。古賀市内にも障害者用グループホームが増えてきているため、今後福祉ホームの入居者が増えることは想定していない。

(委員) 制度の有効利用を望む。

(委員) 入居者の確認等で連絡をとっているか。

(福祉課) 年1回更新のやりとりで電話連絡をとっている。また、3年に1度障害者支援区分

の確認のための認定審査会を行う必要があるため、福祉ホームに出向き意見聴取を行っている。

③補助事業名称：心身障害者扶養共済制度補助金

開始年度：昭和 53 年度

経過年数：41 年

交付対象：古賀市に引き続き 1 年以上居住し、住民基本台帳に登録されている者であ
って、共済制度掛金を納付している保護者

<質疑応答>

(委員) 他自治体の補助内容は把握しているか。

→ (福祉課) 把握している。

(委員) 口数の規定は設けているか。

→ (事務局) 共済制度で上限が 2 口までと定められている。

(委員) この事業の趣旨は、保護者の経済的支援を行うためという認識でよいか。

→ (福祉課) 保護者の経済的な軽減を図るものだが、長い目で見ると親が亡くなった後も月 2 万円の共済金が入ってくることを考えると、本人への支援にもつながるものと考えている。

(委員) 補助金の要件に、所得制限は検討しているか。

→ (福祉課) 過去に、要望を受けて補助金を拡大した経緯があることや、課税世帯であっても、定年後の支出が苦しいという声もあり、所得制限を設けるには至っていない。

(委員) 民間には同種の保険制度は無いのか。

→ (事務局) 民間の保険制度はあるが、民間の保険制度と比較して、優遇された保険制度になっていると思われる。

(委員) 交付対象者の所得情報は把握していないのか。

→ (福祉課) 課税・非課税の有無は確認している。

(委員) 対象者に対する加入率は把握しているか。

→ (福祉課) 把握していない。

<委員からのコメント>

(委員) 既存の制度に沿った補助金であっても、目的をしっかり意識し、適正な補助をしていることが重要。所得制限についても検討してもよいのでは。

(委員) 対象者に対しての利用状況は把握することが重要。

(委員) 対象者が制度を活用できるような周知が必要で、利用者が活用しやすい制度であることも重要と考える。

(委員) 共済制度を利用しやすくするために有意義な補助制度だと感じる。制度の利用促進も重要と考える。

(委員) 市として障害者福祉を拡充している点は評価できるが、他方で、補助制度にメリハリをつけることも重要と考える。

④補助事業名称：ため池維持管理事業補助金

開始年度：平成2年度

経過年数：28年

交付対象：事業主体

<質疑応答>

(委員) 補助金が1池当たり4万円定額で補助されているが、池の規模は様々なはずだが、大きさに合わせた補助率等の見直しは検討しているか。

→(農林振興課) 平成2年度から当初は1池当たり1万円補助していたが、3回の改訂を経て、平成12年度に現行の1池当たり4万円に増額している。池の規模は異なるが、老朽化防止や、維持管理の手間はいずれも生じるものなので、過大に支出しているという認識はなく、検討していない。

(委員) 支出状況が農区によって異なり、人件費に占める割合が多いもの等様々だが、池の規模も様々であるため、作業に要した経費に基づき支出するのが適正だと考える。補助制度自体は必要なものと感じるが、補助率や対象経費の在り方は検討する必要がある。

(委員) 71のため池は全て農業用で活用されているか。

→(農林振興課) 全て活用されている。

(委員) 高齢化により担い手不足が問題になっていると思うが、今後の維持管理の対策を検討しているか。

→(農林振興課) 若年層の農業者に対しても、ため池の維持管理も重要な農業活動の一環と認識してもらえるように取り組んでいきたい。

(委員) ソーラーパネルの設置やビオトープ等、ため池の利活用を検討しているか。

→(農林振興課) 農業用ため池として維持管理していくことを想定している。

(委員) 補助金の支出の在り方としては、労務等の対価としての支出を想定しているのか、それとも農区に一任しているのか。

→(農林振興課) 基本的には草刈機の替刃・燃料代の経費に対する補助を想定しており、農区の判断に一任している。

(委員) 池の規模は様々なため、作業時間や草刈りの規模も異なることが想定されるが、補助金が渡しきりになっているのが気になり。作業報告書等の提出はあっているか。

→(農林振興課) 収支報告書と併せて実施報告書を池ごとに提出してもらっており、実施日、従事者、着手前後の写真で作業内容が確認している。人件費の内訳等の詳細確認はできていないため、今後検討が必要と考える。

(委員) 防災の観点からもため池の維持管理は重要と思うが、状況把握をしているか。

→(農林振興課) 71箇所のため池の細部を把握することは困難であるため、主体は農区に担ってもらっているのが実態。草刈りを行うことで、堤体からの漏水の早期発見にもつながり、ため池の維持活動の中で異常があった場合は、速やかに報告をもらうようにしているため、農区と密に連携して維持管理を行っている。

<委員からのコメント>

(委員) 面積や池の状態、作業内容に応じた補助とすることが重要で、担い手不足の問題も含め、池の維持管理の在り方は先手を打つように検討を加えることも必要と感じる。人件費は規定を設ける等の見直しが必要。

(委員) 1池4万円が妥当かという点において、対象経費を明確にすることが重要と考える。市の直営ではコストが嵩むことが懸念される。

(委員) ため池の維持管理は防災の観点からも重要と感じるが、補助金の有効活用という点では、71池の維持管理状況を確認することで多大な手間が生じることが想定されるので、各池一律で補助する方法もありだと考える。しかし、適正な支出になっているかを確認しておくことは重要と考える。

(委員) 農区毎に財源や管理するため池の数が様々なため、必要な作業や経費を洗い出して、作業面から補助率を見直すことも重要と考える。

(委員) 補助金が渡しきりになっているので、用途を明確にしていくことが重要と考える。

(委員) 農区から1池当たり4万円の補助額について、意見はあがっているか。

→ (農林振興課) 増額を要望する農区や、作業に見合った補助金について要望する農区もある。

⑤補助事業名称：認定農業者協議会活動事業補助金

開始年度：平成2年度

経過年数：28年

交付対象：事業主体（古賀市認定農業者協議会）

<質疑応答>

(委員) 先進地視察の未実施が、自己負担の大幅な減額の要因になっているという認識でいいか。

→ (農林振興課) 市の補助金が充当されない事業も含めて予算時点では計画していたが、決算にて補助金が充当される事業のみ計上したため、差額が生じたもの。先進地視察の未実施が影響したものではなく、他の事業も含めて負担額を変更したもの。

(委員) 用途変更にあたると思われるが事務局の認識としてはいかがか。

→ (農林振興課) 用途変更にあたるものと考えているが、事後報告されたため、対応が困難な事案であった。

(委員) 事業費内訳の消費者交流事業（サツマイモ苗植え体験）については、参加人数や団体の関わった役員等の数を把握しているか。また、古賀市農作物PR事業（まつり古賀等）での実施内容、報償費の10万5千円の内訳、役員手当の明細を把握しているか。

→ (農林振興課) 苗植え体験には、役員7名が参加し、20～30名の参加があった。役員手当の明細としては、一人当たり5千円を9名に支出し、報償費については、役員以外に出席した認定農業者に対して、一人当たり2千5百円支出したもの。まつり古賀でのPRでは、認定農業者が栽培した野菜を販売し、野菜の保存方法や食べ方について紹介しながらPRを行った。

(委員) 役員手当はそもそも対象経費にすることを認めているのか。

→ (農林振興課) 認めている。

(委員) 補助額 40 万円の根拠は。

→ (農林振興課) 当初 30 万円ではじめたものだが、事業に対する補助額の不足が指摘されて増額してきているようだが、対象経費の積み上げによるものではないと認識している。

<委員からのコメント>

(委員) 役員手当への支出は適正ではないと感じる。要綱で対象経費を明らかにし、実績報告書の体を成していないため、補助金のガイドラインに沿った内容に改正すべき。また、40 万円が事業内容と比較して妥当かどうか判断できず、成果も見えないので、改善が必要。

(委員) 定額 40 万の範囲で事業を実施しているように見えるので、認定農業者協議会と市で協議を行い、対象経費を明らかにした上で、補助金の定義の明確化を図る必要がある。

(委員) 関係団体と協議を行い、定額補助を見直すべき。

(委員) 他団体や市民への補助金に対する不信感につながりかねないので、補助金の使途と目的を見直す必要がある。

(委員) 報告書からは補助金が目的に沿ったものか確認ができないため、申請段階から目的達成につながる補助金かどうか精査すべき。人件費についても、原則対象にできないので、団体との協議を要する。また、事業内容の大幅な変更は協議を要することを団体に対して適切に指導する必要がある。

(委員) 団体側の補助金に対する捉え方に問題がある。補助金の使途を含め説明責任を果たす必要があり、担当課も関係団体を指導する必要がある。農業振興に対しての補助の在り方が適切でないと、結果として農業の振興に結びつかないため、団体と協議を要する。

⑥補助事業名称：水田有効活用推進事業補助金

開始年度：昭和 58 年度

経過年数：35 年

交付対象：事業主体

<質疑応答>

(委員) 短期間で成果を見出すのは難しいと思う事業だと思うが、35 年間事業を実施した成果・効果をどのように捉えているか。

→ (農林振興課) 減反政策を推進するものであり、国にも助成制度があるがさらに推進を図るため、市単独で補助を行ってきたもの。国の生産目標は廃止されたが、県の目標数値はあり、ここ数年未達成の状況。

(委員) 生産調整のための補助金と思うが、財政課の所見にもあるように、交付要綱に単価等を示すべき。

(委員) 補助単価はいつから適用しているのか。

→ (農林振興課) 国の産地交付金という制度を参考に単価を過去設定したものと思われるが、詳細は不明。

(委員) 農家の評価はいかがか。

→ (農林振興課) 新規就農者にとっても魅力のある所得が得られる業種ではないので、補助継

続を要望する意見がある。

(委員) 補助金の総額や上限についての考えは。

→ (農林振興課) 申請数は多いが、予算額を上限とし、面積按分して交付している。

<委員からのコメント>

(委員) 県の目標に対する市としての見解は勿論だが、補助事業を実施している団体が報告書に成果を示すべき。それがないと事業の評価につながらない。

(委員) 長期に続いている補助金だが、県の目標数値を注視し、交付要綱の作成をはじめ報告書の充実を図る必要がある。

(委員) 制度を継続するにあたっては、数値等で成果や効果を適切に把握していく必要がある。

(委員) 事業効果を把握するために、目標に対する評価を示すべきで、補助金を活用したことによる成果を示すことが重要。

⑦補助事業名称：粕屋地域農業振興事業補助金

開始年度：平成 23 年度

経過年数：7 年

交付対象：事業主体（粕屋農業協同組合）

<質疑応答>

(委員) 補助金を統合した経緯があると思うが、報告の在り方や書式は担当課から示しているものか。

→ (農林振興課) JA 粕屋の事業計画に沿って報告書を作成しているもので、JA 独自の様式で作成されたもの。

(委員) 80 ページに示す「出稲・麦種子更新対策（水稻）」で積算された金額が、82 ページに示されているが、古賀市分のみが記載されているのか。また、部会の構成に古賀市の会員は何名参加しているのか。

→ (農林振興課) 積算については、古賀市の実施内容を抜粋して記載している。全体としては水稻 318ha、麦 47ha 実施している。いちご部会は 13 名古賀市の会員が参加しているが、他の部会については、手持ち資料では確認できない。

(委員) 財政課所見にもあるが、研修報告書等が未添付のため適正性を判断できない点についての見解は。また、事業が計画から大きく変更している点についてはいかがか。

→ (農林振興課) JA 粕屋と報告資料の改善について協議をしているため、引き続き協議を継続していき改善を図っていきたい。事業内容の大きな変更についても報告の徹底に取り組んでいきたい。

(委員) 担当課から改善要望しているにも関わらず改善されていないのか。

→ (農林振興課) 数年前までは領収書も未添付であった状態のため、補助金の廃止も含めて、改善事項は強く要望していく。

<委員からのコメント>

- (委員) 改善に向けて引き続き協議を行い、報告書の在り方については、認識が異なると、意図したものが出てこないため、担当課から記載例を示す等の工夫が必要。
- (委員) JA 粕屋の事業に沿った報告になっているため、関係自治体で協議を行った上で適切な報告書の作成となるよう取り組むことが必要。
- (委員) JA 粕屋と協議を行い、報告書の改善を図る必要がある。
- (委員) 財政課所見にもあるように、統合したことによる弊害を指摘されかねないので、補助金の使途や目的を明らかにするよう、引き続き団体と協議を行う必要がある。
- (委員) 補助金の使途やその効果を示すことは、市民に対しての説明責任にもつながるため、報告書の在り方を見直す必要がある。

⑧補助事業名称：果樹振興事業補助金

開始年度：平成9年度

経過年数：21年

交付対象：事業主体（古賀市みかん部会）

<質疑応答>

- (委員) 定額補助の根拠は。
- (農林振興課) 定額補助として実施してきており、積算根拠はない。
- (委員) 研修会費の内訳は。
- (農林振興課) 研修会場への移動のためのレンタカー借上料が大半を占める。
- (委員) 115ページのマルチ助成は補助額全体に占める割合が多いが、事業の詳細は。
- (農林振興課) 詳細は把握していない。
- (委員) マルチ助成が占める割合は例年多いのか。
- (農林振興課) 委員お見込みのとおり。平成29年度は119ページにある5名に対し助成を行っている。
- (委員) マルチ助成に対する詳細は、シートの購入費を助成するものか。
- (農林振興課) 委員お見込みのとおり。領収書の添付を義務付けており、事業費の4分の1を助成している。
- (委員) 詳細が把握できていないのは、団体の報告不備によるものか、それとも事務局の添付漏れか。
- (農林振興課) 領収証で詳細を確認している。

<委員からのコメント>

- (委員) 実績報告書の書き方が不十分。研修会費に関しても内容がレンタカー等の経費であれば交通費で計上する等経費を明確に示すべき。記載例を示す等相手方と協議した上で改善を図っていく必要がある。
- (委員) 支出の明細を明らかにすべき。
- (委員) 事業単位での報告に併せて補助金の明細を明らかにすべき。

(委員) 報告書の中で、事業の目的や効果を示すことは評価できるが、補助金の使途が明確ではないので改善を図るべき。

(委員) 支出の内訳を整理すべきで、団体からの報告資料を担当課で確認し、適切に指導していくことも重要で、領収書の内容を報告書と整合するようにまとめる工夫も必要。報告書として示せなければ、市民に対して説明できていないのと同じことなので、改善を要する。

【その他】

(事務局) 審査結果のまとめについては、次回委員会の冒頭に実施させていただきたい。

(委員長) 審査結果の件は了承する。今後のスケジュール等を確認して終了する。事務局より説明願う。

(事務局) 次回は、12月11日(火)10時より委員会を開催する予定である。

(委員長) 以上をもって、平成30年度第2回補助金審査委員会を終了する。

以上